

・各ページの黄色ハッチング部が対象箇所である。  
1-○：原子炉冷却系統施設  
2-○：原子炉格納施設  
3-○：火災防護施設  
4-○：浸水防護施設  
○：ページ番号を示す。

審査条文整理表

(1) 原子炉冷却系統施設(主配管)

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第5条 地震による損傷の防止	○	<b>【耐震性に関する説明書】</b> ※基本方針 ・V-2-1-6*1 ・V-2-1-9*1 ・V-2-1-13-6*1	設置場所(原子炉建屋原子炉棟)の耐震性に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、耐震重要度分類、地震力の算定方法、荷重の組合せ及び波及的影響の評価に変更はなく、技術基準規則、原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601(日本電気協会)、材料規格 2012 等に基づき、Sクラスの施設の耐震重要度に応じた耐震設計を適切に実施している。	○ (2~5, 7~9, 11~14, 16~35, 37, 38, 41, 42, 44, 45)	○ (1-2~1-5, 1-7~1-19)	耐震計算書一覧
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	
第11条 火災による損傷の防止	○	<b>【耐震性に関する説明書】</b> ※基本方針 ・V-2-1-6*1 ・V-2-1-9*1 ・V-2-1-13-6*1	設置場所(原子炉建屋原子炉棟)の耐震性に関する説明は5条にて実施する。	×	×	
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4				
		<b>【発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】</b> ・V-1-1-7*1	設置場所(原子炉建屋原子炉棟)の火災防護対策について変更はないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1, 2, 4, 5, 7~11, 27, 28, 34~37, 70~72, 81, 83, 84, 86, 87)	○ (3-1, 3-2, 3-4, 3-5, 3-13~3-15)	

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第11条 火災による損傷の防止	○	【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・V-1-1-4-3-10*1	申請対象について、最高使用圧力、最高使用温度及び外径の設定値並びにその設定根拠に変更はないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1, 2, 4, 5, 7~11, 27, 28, 34~37, 70~72, 81, 83, 84, 86, 87)	○ (3-1, 3-2, 3-4, 3-5, 3-13~3-15)	
第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	【耐震性に関する説明書】 ※基本方針 ・V-2-1-6*1 ・V-2-1-9*1 ・V-2-1-13-6*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の耐震性に関する説明は5条にて実施する。	×	×	
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4				
		【強度に関する説明書】 ※基本方針，強度計算方法 ・V-3-1-2*1 ・V-3-1-3*1 ・V-3-1-6*1 ・V-3-2-1*1 ・V-3-2-2*1 ・V-3-2-4*1 ・V-3-2-11*1	申請対象について、強度に関する説明は、17条にて実施する。	×	×	
		※管の基本板厚計算書 ・V-3-5-3-1-5				
※管の応力計算書 ・V-3-5-1-1-2*1 ・V-3-5-3-1-6						

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書】 ・V-1-1-8*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の溢水等による損傷防止対策について変更はないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、溢水評価、溢水防護対象設備に変更はなく、技術基準規則及び発電用原子炉施設の安全評価に関する審査指針に応じた溢水防護設計を適切に実施している。	○ (1, 2, 5~7, 9, 12~14, 17, 23, 25, 26)	○ (4-16 ~4-19)	
第14条 安全設備	○	【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・V-1-1-6*1	設計基準事故時に想定される環境条件に変更がないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、環境条件に変更はなく、技術基準規則に応じた安全設備の設計を適切に実施している。	○ (1, 2, 5~10)	○ (1-43)	
		【流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書】 ・V-1-4-2*1	申請対象について、流体振動又は温度変動による損傷の防止について変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針はなく、また、配管内円柱状構造物は存在せず、高低温水合流部も生じないため、設備の損傷が懸念される部位はないため、技術基準規則に応じた安全設備の設計を適切に実施している。	○ (7)	○ (1-90)	基本設計方針は19条に記載。14条の7ページ参照。
第15条 設計基準対象施設の機能	○	【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・V-1-1-6*1	申請対象について、必要な箇所の保守点検ができる設計とすることに変更はないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針はなく、技術基準規則に応じた安全設備の設計を適切に実施している。	○ (3)	○ (1-57)	
第17条 材料及び構造	○	【強度に関する説明書】 ※基本方針，強度計算方法 ・V-3-1-2*1 ・V-3-1-3*1 ・V-3-1-6*1 ・V-3-2-1*1 ・V-3-2-2*1 ・V-3-2-4*1 ・V-3-2-11*1	申請対象について、強度に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、設計・建設規格及び発電用原子力設備規格 材料規格等の適用年度に変更なく、技術基準規則に応じた材料及び構造の設計を適切に実施している。	○ (1~4, 8, 9, 12~14, 23, 24)	○ (1-57~1-61)	

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第17条 材料及び構造	○	※管の基本板厚計算書 ・V-3-5-3-1-5	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	
		※管の応力計算書 ・V-3-5-1-1-2*1 ・V-3-5-3-1-6	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	
第19条 流体振動等による損傷 の防止	○	【流体振動又は温度変動による 損傷の防止に関する説明書】 ・V-1-4-2*1	申請範囲について、流体振動又は温度変動による損傷の防止について変更ないことを説明する。 申請範囲について、配管内円柱状構造物は存在せず、高低温水合流部も生じないため、設備の損傷が懸念される部位はないため、技術基準規則応じた流体振動等による損傷の防止の設計を適切に実施している。	○ (1~3)	○ (1-90)	
第50条 地震による損傷の防止	○	【耐震性に関する説明書】 ※基本方針 ・V-2-1-6*1 ・V-2-1-9*1 ・V-2-1-13-6*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の耐震性に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、耐震重要度分類、地震力の算定方法、荷重の組合せ及び波及的影響の評価に変更はなく、技術基準規則、原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601（日本電気協会）、材料規格 2012 等に基づき、Sクラスの施設の耐震重要度に応じた耐震設計を適切に実施している。	○ (1~6, 9~31)	○ (1-2, 1-3, 1-4, 1-7, 1-8, 1-11~1-17)	
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	
第52条 火災による損傷の防止	○	【耐震性に関する説明書】 ※基本方針 ・V-2-1-6*1 ・V-2-1-9*1 ・V-2-1-13-6*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の耐震性に関する説明は50条にて実施する。	×	×	
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4				
		【強度に関する説明書】 ※基本方針，強度計算方法 ・V-3-1-2*1 ・V-3-1-3*1 ・V-3-1-6*1 ・V-3-2-1*1 ・V-3-2-2*1 ・V-3-2-4*1 ・V-3-2-11*1	火災防護設備は重大事故等対処設備では無い為、50条にて整理できない。そのため、Ss 機能維持評価は52条整理としているが、今回の対象設備は、原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設のため、対象外である。	×	×	

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第52条 火災による損傷の防止	○	※管の基本板厚計算書 ・V-3-5-3-1-5	災防護設備は重大事故等対処設備では無い為、50条にて整理できない。そのため、Ss 機能維持評価は52条整理としているが、今回の対象設備は、原子炉冷却システム施設及び原子炉格納施設のため、対象外である。	×	×	
		※管の応力計算書 ・V-3-5-1-1-2*1 ・V-3-5-3-1-6				
		【発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】 ・V-1-1-7*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の火災防護対策について変更はないことを説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1~6, 21, 22P25, 26, 28, 58~60, 66, 67, 69, 70, 81, 83~86)	○ (3-2, 3-4, 3-5, 3-13~3-16)	
		【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・V-1-1-4-3-10*1	申請範囲について、最高使用圧力、最高使用温度及び外径の設定値並びにその設定根拠に変更はないことを説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1~6, 21, 22P25, 26, 28, 58~60, 66, 67, 69, 70, 81, 83~86)	○ (3-2, 3-4, 3-5, 3-13~3-16)	
第54条 重大事故等対処設備	○	【耐震性に関する説明書】 ※基本方針 ・V-2-1-6*1 ・V-2-1-9*1 ・V-2-1-13-6*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の耐震性に関する説明は50条にて実施する。	×	×	
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4				
		【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・V-1-1-4-3-10*1	申請範囲について、重大事故等対処設備の容量、個数（多重性）に関して説明するために提出する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	○ (3, 4, 8, 9, 22~25, 27~31, 35, 37, 38, 54, 56)	○ (1-43, 1-44, 1-49~1-54, 1-57, 1-78, 1-79)	
		【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・V-1-1-6*1	申請範囲について、SA設備の多重性、環境条件、試験・検査性等について説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	○ (3, 4, 8, 9, 22~25, 27~31, 35, 37, 38, 54, 56)	○ (1-43, 1-44, 1-49~1-54, 1-57, 1-78, 1-79)	

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第54条 重大事故等対処設備	○	【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書】 ・V-1-1-8*1	申請範囲について、共通要因である溢水での機能喪失防止に関して説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	○ (3, 4, 8, 9, 22~25, 27~31, 35, 37, 38, 54, 56)	○ (4-17)	
		【強度に関する説明書】 ※基本方針，強度計算方法 ・V-3-1-2*1 ・V-3-1-3*1 ・V-3-1-6*1 ・V-3-2-1*1 ・V-3-2-2*1 ・V-3-2-4*1 ・V-3-2-11*1	申請対象について、強度に関する説明は、55条にて実施する。	×	×	
		※管の基本板厚計算書 ・V-3-5-3-1-5				
		※管の応力計算書 ・V-3-5-1-1-2*1 ・V-3-5-3-1-6				
第55条 材料及び構造	○	【強度に関する説明書】 ※基本方針，強度計算方法 ・V-3-1-2*1 ・V-3-1-3*1 ・V-3-1-6*1 ・V-3-2-1*1 ・V-3-2-2*1 ・V-3-2-4*1 ・V-3-2-11*1	申請対象について、強度に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、設計・建設規格及び発電用原子力設備規格 材料規格等の適用年度に変更なく、技術基準規則に応じた材料及び構造の設計を適切に実施している。	○ (1~5, 8)	○ (1-57~1-61)	
		※管の基本板厚計算書 ・V-3-5-3-1-5	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	
		※管の応力計算書 ・V-3-5-1-1-2*1 ・V-3-5-3-1-6	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	

\* 1 : 平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された設計及び工事の計画（既工事計画）から変更がないことを示す。

審査条文整理表

・各ページの黄色ハッチング部が対象箇所である。  
 1-○：原子炉冷却系統施設  
 2-○：原子炉格納施設  
 3-○：火災防護施設  
 4-○：浸水防護施設  
 ○：ページ番号を示す。

(2) 原子炉格納施設 (主配管)

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第50条 地震による損傷の防止	○	<b>【耐震性に関する説明書】</b> ※基本方針 ・V-2-1-6* <sup>1</sup> ・V-2-1-9* <sup>1</sup> ・V-2-1-13-6* <sup>1</sup>	設置場所(原子炉建屋原子炉棟)の耐震性に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、耐震重要度分類、地震力の算定方法、荷重の組合せ及び波及的影響の評価に変更はなく、技術基準規則、原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601(日本電気協会)、材料規格 2012 等に基づき、Sクラスの施設の耐震重要度に応じた耐震設計を適切に実施している。	○ (1~6, 9~31)	○ (1-2, 1-3, 1-4, 1-7, 1-8, 1-11~1-17)	
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	
第52条 火災による損傷の防止	○	<b>【耐震性に関する説明書】</b> ※基本方針 ・V-2-1-6* <sup>1</sup> ・V-2-1-9* <sup>1</sup> ・V-2-1-13-6* <sup>1</sup>	設置場所(原子炉建屋原子炉棟)の耐震性に関する説明は50条にて実施する。	×	×	
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4				
		<b>【強度に関する説明書】</b> ※基本方針、強度計算方法 ・V-3-1-2* <sup>1</sup> ・V-3-1-3* <sup>1</sup> ・V-3-1-6* <sup>1</sup> ・V-3-2-1* <sup>1</sup> ・V-3-2-2* <sup>1</sup> ・V-3-2-4* <sup>1</sup> ・V-3-2-11* <sup>1</sup>	火災防護設備は重大事故等対処設備では無い為、50条にて整理できない。そのため、Ss機能維持評価は52条整理としているが、今回の対象設備は、原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設のため、対象外である。	×	×	

条文番号	補足－１ (審査対象条文)	補足－２ (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式－７ 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第５２条 火災による損傷の防 止	○	【強度に関する説明書】 ※管の基本板厚計算書 ・V-3-5-3-1-5	火災防護設備は重大事故等対処設備では無い為、50条にて整理できない。そのため、Ss機能維持評価は52条整理としているが、今回の対象設備は、原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設のため、対象外である。	×	×	
		※管の応力計算書 ・V-3-5-1-1-2*1 ・V-3-5-3-1-6				
		【発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】 ・V-1-1-7*1	設置場所(原子炉建屋原子炉棟)の火災防護対策について変更はないことを説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1～6, 21, 22P25, 26, 28, 58～60, 66, 67, 69, 70, 81, 83～86)	○ (3-2, 3-4, 3-5, 3-13～3-16)	
		【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・V-1-1-4-3-10*1	申請範囲について、最高使用圧力、最高使用温度及び外径の設定値並びにその設定根拠に変更はないことを説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1～6, 21, 22P25, 26, 28, 58～60, 66, 67, 69, 70, 81, 83～86)	○ (3-2, 3-4, 3-5, 3-13～3-16)	
第５４条 重大事故等対処設備	○	【耐震性に関する説明書】 ※基本方針 ・V-2-1-6*1 ・V-2-1-9*1 ・V-2-1-13-6*1	設置場所(原子炉建屋原子炉棟)の耐震性に関する説明は50条にて実施する。	×	×	
		※管の耐震性についての計算書 ・V-2-5-2-1-1 ・V-2-5-4-1-4				
		【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・V-1-1-4-3-10*1	申請範囲について、重大事故等対処設備の容量、個数(多重性)に関して説明するために提出する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	○ (3, 4, 8, 9, 22～25, 27～31, 35, 37, 38, 54, 56)	○ (1-43, 1-44, 1-49～1-54, 1-57, 1-78, 1-79)	
		【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・V-1-1-6*1	申請範囲について、SA設備の多重性、環境条件、試験・検査性等について説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	○ (3, 4, 8, 9, 22～25, 27～31, 35, 37, 38, 54, 56)	○ (1-43, 1-44, 1-49～1-54, 1-57, 1-78, 1-79)	



条文番号	補足－１ (審査対象条文)	補足－２ (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式－７ 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第 5 4 条 重大事故等対処設備	○	【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書】 ・ V-1-1-8*1	申請範囲について、共通要因である溢水での機能喪失防止に関して説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	○ (3, 4, 8, 9, 22～25, 27～31, 35, 37, 38, 54, 56)	○ (4-17)	
		【強度に関する説明書】 ※基本方針，強度計算方法 ・ V-3-1-2*1 ・ V-3-1-3*1 ・ V-3-1-6*1 ・ V-3-2-1*1 ・ V-3-2-2*1 ・ V-3-2-4*1 ・ V-3-2-11*1	申請対象について、強度に関する説明は、5 5 条にて実施する。	×	×	
		※管の基本板厚計算書 ・ V-3-5-3-1-5				
		※管の応力計算書 ・ V-3-5-1-1-2*1 ・ V-3-5-3-1-6				
第 5 5 条 材料及び構造	○	【強度に関する説明書】 ※基本方針，強度計算方法 ・ V-3-1-2*1 ・ V-3-1-3*1 ・ V-3-1-6*1 ・ V-3-2-1*1 ・ V-3-2-2*1 ・ V-3-2-4*1 ・ V-3-2-11*1	申請対象について、強度に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針，設計・建設規格及び発電用原子力設備規格 材料規格等の適用年度に変更なく、技術基準規則に応じた材料及び構造の設計を適切に実施している。	○ (1～5, 8)	○ (1-57～1-61)	
		※管の基本板厚計算書 ・ V-3-5-3-1-5	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	
		※管の応力計算書 ・ V-3-5-1-1-2*1 ・ V-3-5-3-1-6	一部評価結果に変更があることから説明する。	×	×	

\* 1 : 平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された設計及び工事の計画（既工事計画）から変更がないことを示す。

審査条文整理表

・各ページの黄色ハッチング部が対象箇所である。  
 1-○：原子炉冷却系統施設  
 2-○：原子炉格納施設  
 3-○：火災防護施設  
 4-○：浸水防護施設  
 ○：ページ番号を示す。

(3) 原子炉格納施設 (原子炉格納容器電気配線貫通部)

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第5条 地震による損傷の防止	○	【耐震性に関する説明書】 ・V-2-9-2-10*1	設置場所 (原子炉建屋原子炉棟及び原子炉格納容器) の耐震性に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、耐震重要度分類、地震力の算定方法、荷重の組合せ及び波及的影響の評価に変更はなく、技術基準規則、原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601(日本電気協会)、材料規格 2012 等に基づき、Sクラスの施設の耐震重要度に応じた耐震設計を適切に実施している。	○ (2~5, 7~9, 11~14, 16~35, 37, 38, 41, 42, 44, 45)	○ (1-2~1-5, 1-7~1-19)	
第11条 火災による損傷の防止	○	【耐震性に関する説明書】 ・V-2-9-2-10*1	設置場所 (原子炉建屋原子炉棟及び原子炉格納容器) の耐震性に関する説明は5条にて実施する。	×	×	
		【発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】 ・V-1-1-7*1	設置場所 (原子炉建屋原子炉棟) の火災防護対策について変更はないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1, 2, 4, 5, 7~11, 27, 28, 34~37, 70~72, 81, 83, 84, 86, 87)	○ (3-1, 3-2, 3-4, 3-5, 3-13~3-15)	
		【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・V-1-1-4-7-9*1	申請対象について、最高使用圧力、最高使用温度の設定根拠に変更はないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1, 2, 4, 5, 7~11, 27, 28, 34~37, 70~72, 81, 83, 84, 86, 87)	○ (3-1, 3-2, 3-4, 3-5, 3-13~3-15)	
第14条 安全設備	○	【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・V-1-1-6*1	設計基準事故時に想定される環境条件に変更がないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、環境条件に変更はなく、技術基準規則に応じた安全設備の設計を適切に実施している。	○ (1, 2, 6~9)	○ (1-43, 1-47, 1-50, 1-51, 1-53)	

条文番号	補足-1 (審査対象条文)	補足-2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式-7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第15条 設計基準対象施設の機能	○	【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・V-1-1-6*1	申請対象について、必要な箇所の保守点検ができる設計とすることに変更はないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針はなく、技術基準規則に応じた安全設備の設計を適切に実施している。	○ (3)	○ (1-57)	
第17条 材料及び構造	○	【強度に関する説明書】 ・V-3-9-1-4-3*1	申請対象について、強度に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、設計・建設規格及び発電用原子力設備規格 材料規格等の適用年度に変更なく、技術基準規則に応じた材料及び構造の設計を適切に実施している。	○ (1~4, 8, 9, 12~14, 23, 24)	○ (1-57~1-61)	補足-5にて説明実施
第44条 原子炉格納施設	○	【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】 ・V-1-8-1*1	格納容器（電気配線貫通部）の設計条件（200℃、2Pd環境下における健全性）に変更はないことを説明する。技術基準適合性の確認については、様式-7および基本設計方針にて説明する。	○ (1, 2)	○ (2-1)	
第50条 地震による損傷の防止	○	【耐震性に関する説明書】 ・V-2-9-2-10*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の耐震性に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、耐震重要度分類、地震力の算定方法、荷重の組合せ及び波及的影響の評価に変更はなく、技術基準規則、原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601（日本電気協会）、材料規格 2012 等に基づき、Sクラスの施設の耐震重要度に応じた耐震設計を適切に実施している。	○ (1~6, 9~31)	○ (1-2, 1-3, 1-4, 1-7, 1-8, 1-11~1-17)	
第52条 火災による損傷の防止	○	【耐震性に関する説明書】 ・V-2-9-2-10*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の耐震性に関する説明は50条にて実施する。	×	×	
		【強度に関する説明書】 ・V-3-9-1-4-3*1	火災防護設備はSA設備では無い為、50条にて整理できない。そのため、Ss機能維持評価は52条整理としているが、今回の対象設備は、原子炉格納施設のため、対象外である。	×	×	
		【発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】 ・V-1-1-7*1	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の火災防護対策について変更はないことを説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1~6, 21, 22P25, 26, 28, 58~60, 66, 67, 69, 70, 81, 83~86)	○ (3-2, 3-4, 3-5, 3-13~3-16)	
		【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・V-1-1-4-7-9*1	申請範囲について、最高使用圧力、最高使用温度及び外径の設定値並びにその設定根拠に変更はないことを説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針、火災区画、火災区域に変更はなく、技術基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に応じた火災防護設計を適切に実施している。	○ (1~6, 21, 22P25, 26, 28, 58~60, 66, 67, 69, 70, 81, 83~86)	○ (3-2, 3-4, 3-5, 3-13~3-16)	

条文番号	補足－1 (審査対象条文)	補足－2 (添付書類の整理)	提出資料の関係性及び適合性について	技術基準適合性を説明する資料 ( ) 内は【】の資料のページ数を示す		備考 ( ) 内は【】の資料の ページ数を示す
				様式－7 【要求事項との対比表】	基本設計方針 【申請書】	
第54条 重大事故等対処設備	○	【耐震性に関する説明書】 ・V-2-9-2-10* <sup>1</sup>	設置場所（原子炉建屋原子炉棟）の耐震性に関する説明は50条にて実施する。	×	×	
		【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・V-1-1-4-3-10* <sup>1</sup>	申請範囲について、重大事故等対処設備の容量、個数（多重性）に関して説明するために提出する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	○ (3, 4, 8, 9, 22~25, 27~31, 35, 37, 38, 54, 56)	○ (1-43, 1-44, 1-49~1-54, 1-57, 1-78, 1-79)	
		【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・V-1-1-6* <sup>1</sup>	申請範囲について、環境条件、試験・検査性等について説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	○ (3, 4, 8, 9, 22~25, 27~31, 35, 37, 38, 54, 56)	○ (1-43, 1-44, 1-49~1-54, 1-57, 1-78, 1-79)	
		【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書】 ・V-1-1-8* <sup>1</sup>	申請範囲について、共通要因である溢水での機能喪失防止に関して説明する。 申請範囲について、既工事計画から、基本設計方針に変更はなく、技術基準規則に応じた重大事故等対処設備の設計を適切に実施している。	×	×	
		【強度に関する説明書】 ・V-3-9-1-4-3* <sup>1</sup>	申請対象について、強度に関する説明は、55条にて実施する。	×	×	
第55条 材料及び構造	○	【強度に関する説明書】 ・V-3-9-1-4-3* <sup>1</sup>	申請対象について、強度に関する基本方針に変更ないことを説明する。 申請対象について、既工事計画から、基本設計方針、設計・建設規格及び発電用原子力設備規格 材料規格等の適用年度に変更なく、技術基準規則に応じた材料及び構造の設計を適切に実施している。	○ (1~5, 8)	○ (1-57~1-61)	補足－5にて説明実施

\* 1 : 平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された設計及び工事の計画（既工事計画）から変更がないことを示す。